平成２６年（フ）第３８５号
仙台市泉区南中山６丁目16番地の２
債務者　檜野　里佳
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４１３号
埼玉県戸田市笹目２丁目21番地の４　エスポワール202号室
債務者　國安　早人
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２８７号
埼玉県八潮市緑町４丁目１番地５　スカイタウンＡ棟105号
債務者　長田　浩之
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２９４号
埼玉県三郷市彦成４丁目２番12―105号
債務者　岡庭奈穂美
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１５２号
埼玉県熊谷市別府２丁目163番地　パークハイツ森Ａ101
債務者　山本　真弓
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１７０号
埼玉県東松山市大字大谷3973番地２　プラザイン東松山107号室
債務者　川田　興子
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１７１号
埼玉県東松山市大字大谷3973番地２　プラザイン東松山107号室
債務者　川田ミツエ
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１１８号
千葉県成田市並木町120番地38　メゾン並木102
債務者　小野塚恵子（旧姓社本）
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１２１号
千葉県四街道市和良比258番地２　ロイヤル和良比102
債務者　堀井えりか
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１３０号
千葉県佐倉市表町２丁目８番地１　ベルデュール神代201
債務者　平川　房代
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１３８号
千葉県成田市東町253番地
債務者　牧野　藤佳
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第１４９号
千葉県富里市七栄730番地４
債務者　松元　麻美
1　決定年月日時　平成26年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第６０号
千葉県木更津市中里１丁目９番25号　グリーンハイツⅡ201
債務者　田邊さなえ
1　決定年月日時　平成26年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１９１号
高知市葛島４丁目10番８号　コーポ田中２号館102号
債務者　中山まゆみ
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９３号
高知県南国市久礼田1146番地の２
債務者　野口　公範
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９５号
高知市一宮西町２丁目22番21―４号
債務者　森山　志保
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２００号
高知市宝町６番17号　平岡ハウス202号
債務者　髙橋　京子
1　決定年月日時　平成26年７月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
高知地方裁判所破産係